



【南九州市空き家等活用支援事業補助金】

地域に残された空き家活用を支援します！



地域に残された空き家を『有効な資源』として活用しようとする自治会等の活動を支援し、交流人口の拡大や移住定住の促進による地域の活性化を目指します。

■ 補助金額

最大 **200万円**

(空き家等の改修経費の3分の2)

■ 補助対象者



申請者

- ①地区公民館
- ②自治会
- ③特定非営利活動法人 (NPO法人)



対象となる 空き家

- ・ 6月以上継続して居住者のいない空き家
- ・ 改修後は5年以上交流拠点施設等※として活用すること

(※：交流拠点施設の例)
移住者向けの賃貸住宅、お試し居住用住宅、シェアハウスなど



対象工事

- ・ 市内事業者への請負工事
- ・ 補助対象者が直接行う工事

※30万円以上の改修経費が必要です。
※対象工事は、建物本体に係る工事です。(外構工事や住宅設備機器、家具、電化製品、調度品等の購入費用などは補助対象として扱いません。)

■ 手続きの流れ

【重要】3月31日までに報告する必要があります。

